

国立市産業医の報酬見直しについて

1. 産業医の概要

(1) 選任義務 (労働安全衛生法第 13 条第 1 項、労働安全衛生法施行令第 5 条)

事業者は、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場において産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせることが義務付けられている。

国立市役所の規模（1 事業場の労働者 500～999 人）と業務内容（有害な業務に非該当）の場合、嘱託の産業医 1 名を置くことが義務となる。

(2) 資格要件 (労働安全衛生法第 13 条第 2 項、労働安全衛生規則第 14 条第 2 項)

医師であること、かつ、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有するもの（厚生労働省の認定する研修修了者、大学での産業医養成課程・実習の修了者等）

(3) 職務内容 (労働安全衛生規則第 14 条第 1 項)

産業医の職務内容は、法令により定められており、これを概括して国立市では以下のように規定している。

国立市労働安全衛生委員会事務取扱要綱第 3 条第 2 項

産業医の職務は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 職員の健康管理に関すること。
- (2) 衛生教育その他職員の健康の保持増進を図るための措置で、医学に関する専門的知識を必要とするものに関すること。
- (3) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための医学的措置に関すること。

これを踏まえ、現在の国立市における産業医の主な具体的職務は、以下のとおり。

- ・ 健康診断において異常所見のある職員にかかる面談・意見書作成
- ・ 治療と仕事の両立支援
- ・ ストレスチェック制度の実施者、高ストレス面談
- ・ 職員に対する保健指導（長時間労働者相談・指導、メンタル相談、復職支援等）
- ・ 職場巡視及びそれにともなう職場環境の改善・維持へのアドバイス
- ・ 国立市労働安全衛生委員会への出席（年 4 回。1 回 1 時間程度）

※詳細は、別紙「産業医の職務内容の変遷」を参照

2. 国立市における産業医にかかる現状

(1) 現在の産業医

浅倉 禮治（くにたち南口診療所 所長）（令和 3 年 4 月 1 日現在、84 歳）

日本医師会認定産業医

（参考）日本消化器病学会専門医・日本消化器がん検診学会指導医・日本消化器内視鏡学会専門医・日本外科学会認定登録医・認知症サポート医

(2) 報酬額

月額 28,900 円（年額 346,800 円）

(3) 勤務時間数

月に 1 回、1 回 2 時間（年間 24 時間）

3. 他市における状況

他市における状況は、別紙一覧表のとおりとなっている。なお、産業医の身分には各市において違いがあり、国立市と同様の非常勤特別職としている市の他、業務委託等としている市もある。業務委託等の場合、諸経費等により比較的高額になるケースが多く、比較として適さないと考えられることから、一覧表は、産業医の身分を非常勤特別職としている 16 市 20 職種の表とした。

各市の産業医の月あたり報酬額は、28,900 円（国立市）～1,268,000 円（八王子市）と大きく幅があるが、国立市の報酬額は最低に位置している。

産業医の勤務時間数は市によって差があることから、報酬額を勤務時間数で割り返した時給換算額で比較すると、国立市の現在の報酬額（時給換算）は 14,450 円/1 時間となり、時給換算額であっても最低に位置している。

4. 課題

現在の産業医報酬は、平成 8 年度に、月額 27,500 円から現行の月額 28,900 円に改定して以来、改定が行われていないところである。

この間、別紙「産業医の職務内容の変遷」にあるように、産業医の職務内容は増加してきている中、報酬額が変化していないことで、職務内容に見合った報酬額となっていない状況があり、他市と同水準まで報酬額を引き上げる必要性が生じている。

5. 考え方

4. 課題に記載の内容を踏まえ、産業医の月額報酬額を月額 75,000 円に改定することとしたい。改定額の考え方は以下のとおり。

(1) 他市との均衡

前述のとおり、産業医の身分形態は各市により異なることから、ここでは国立市と同様に、産業医を非常勤特別職としている市の金額で比較することとする。

各市の産業医平均報酬額（時給換算）は、別表のとおりとなっている。上位と下位の差が大きいことから中央値を採用し、この値の千円未満を切り捨て、**時給換算額は 25,000 円/時としたい。**なお、時給換算 25,000 円とした場合、多摩 16 市 20 職種中、11 番目に位置することとなる。

| | 平均値 | 中央値 |
|--------------------|----------|----------|
| 産業医平均報酬額 (時給換算) | 27,647 円 | 25,500 円 |

(2) 勤務時間数

別紙「産業医の職務内容の変遷」にあるように、国立市産業医の勤務内容は増大している状況にある。現状、月 1 回 2 時間の勤務時間内におさめるために、より緊急度の高い相談に絞らざるをえないケースや、やむを得ず相談時間を抑えるケースも生じているところ（なお、もれてしまった相談は、職員課保健師相談対応、次月相談対応等としている）。

このことを踏まえて、**勤務時間数を拡大し、月 1 回 3 時間としたい。**

6. まとめ

以上の考え方に基づき、国立市産業医の報酬額を、以下のとおり改定することとしたい。

| | 現行 | 改定後 | 改定幅 |
|-----------|------------|------------|-------------------|
| 国立市産業医報酬額 | 28,900 円 | 75,000 円 | +46,100 円 (+160%) |
| (参考)勤務時間数 | 月 1 回 2 時間 | 月 1 回 3 時間 | +1 時間/月 |
| (参考)時給換算額 | 14,450 円 | 25,000 円 | +10,550 円 (+73%) |